

入札説明書

令和8年度 東海自然歩道整備工事

第080002号

令和 8年 6月

奈良県景観・自然環境課

入 札 説 明 書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この工事の入札に参加することができます。

(1) **建設業法（昭和24年法律第100号）第7条の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する建設工事（以下「登録業種工事」といいます。）の一般建設業の許可又は、第15条の規定による登録業種工事の特定建設業の許可を受けている者であること。**

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(7) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評価値通知書の有効期限が開札の日までであること。

(8) 入札公告第2の4に「この工事の入札に係る設計業務の受託者」が示されている場合は、次のア又はイに該当しないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(9) 県土マネジメント部、食農部又は環境森林部（森林環境課及び県産材利用推進課に限る。以下同じ。）が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として工事を契約したことにより、県土マネジメント部、食農部又は環境森林部が発注する新たな工事への参入を制限されていない者であること。

2 入札の手続き

(1) 入札書提出期間

入札書は、入札公告第3に示す期間内に提出してください。

ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日を除きます。

(2) 入札書等の提出について

入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」といいます。）は、中封筒に入れ、封印処理の上、二重封筒で書留郵便により提出してください。詳細は入札公告第3に示すとおり。

(3) 一度提出された入札書等を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(4) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

(1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

(2) 競争入札参加資格確認申請書等で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札

(3) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

4 落札者の決定方法

(1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」は、入札者本人又は開札立会及びくじ引きに係る権限について委任を受けた代理人が開札会場にいない場合、入札執行事務に関係のない職員が代わりに「くじ」を引きます。「くじ」の方法については別紙「くじによる順位の決定方法について」によります。

(2) 開札後、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し入札結果を郵便により通知します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

5 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等

ア 競争入札参加資格確認申請書（別添様式 S 1）

イ 設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面（別添様式 S 3）

＊ 経営事項審査の結果における総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の写しを添付してください。

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（別添様式 S 4）

＊ 技術者の資格を証する書面（の写し）及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

監理技術者等が2つの建設工事を兼務する場合（建設業法第26条第3項第1号、第2号）又は営業所技術者等が主任技術者等の職務を兼務する場合（建設業法第26条の5）は、下記ダウンロードページに掲載している様式を添付してください。

（様式ダウンロードページ）<https://www.pref.nara.lg.jp/n133/68427.html>

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

＊ 期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

＊ 次順位以降の者が落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書等の提出期限は、別途指示します。

(4) 提出方法 持参により提出してください。

(5) 提出書類の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

6 工事費内訳書に関する事項

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。

工事費内訳書の提出は、入札書に同封するものとします。

ただし、再度入札に際しても、工事費内訳書は必要です。

(2) 工事費内訳書は、示された全項目に金額を明示し、工事番号、工事名、商号又は名称及び所在地を記載してください。

(3) 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 工事費内訳書を提出しない場合

イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格」欄に記載された額とが異なっている場合

ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合

エ 工事費内訳書における、各項目の金額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

(4) 設計書の施工経費総括表では、工事費内訳書の「共通仮設費」と「現場管理費」をまとめて「間接工事費」と表示しています。工事費内訳書では、設計書の「間接工事費」の内訳を確認できるよう、「共通仮設費」、「現場管理費」、「純工事費」を区分して記載することとしています。（なお、「純工事費」は「直接工事費」と「共通仮設費」の合計額を示しています。）

7 聞き取り

必要に応じて提出書類等について聞き取りを実施します。聞き取りに応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

8 技術者の配置

落札者は、5の（1）のウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限りです。

9 現場代理人の配置

落札者は、工事現場に常駐する現場代理人を1名配置するものとします。

10 契約書作成の可否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を12の（2）に記載の提出先に電子メールで提出してください。

また、落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、下記ダウンロードページに掲載している様式により、入札公告第5の7に記載の契約を担当する部課等へ通知してください。

（様式ダウンロードページ）<https://www.pref.nara.lg.jp/n133/27102.html>

11 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

12 関連情報を入手するための照会窓口

（1）契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30

奈良県 景観・自然環境課 自然公園係

電 話 0742-27-7479

（2）「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出先（落札者のみ）

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30

奈良県 景観・自然環境課 自然公園係

電 話 0742-27-7479

メールアドレス shizenkoen@office.pref.nara.lg.jp

別表 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
舗装工事	①舗装工事に、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ）、都市工学、衛生工学、又は交通工学に関する学科を修めた者 ②舗装工事に、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士を称する者 ③舗装工事に、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者 ④舗装工事に、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ⑤舗装工事に、10年以上実務の経験を有する者 ⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 ⑧これらと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と国土交通大臣が認める者

※ 「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、対応する工事業種に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。